令和８年度　旭川市立高台小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和８年４月

旭川市いじめ防止基本方針

【いじめの基本的な対応の仕方】
◎いじめの未然防止　◎早期発見のための相談体制
◎早期発見、早期対応のための支援体制

児童の取組など

□**学校いじめ防止基本方針児童版の策定**（５月）
　～低学年・中学年・高学年用の作成

□**たかだい宣言～いじめ反対！～**（５月）

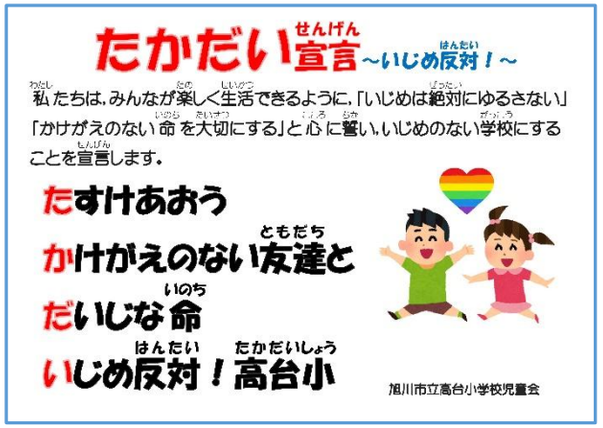

□**メディアを考える週間**（年４回）
　～春光台中学校生徒会との連携による実施

□**非行防止教室**（５・６年）
　～SNSに起因する被害防止の指導

□**インターネットでのトラブル未然防止**（通年）
　～校内放送を活用した児童会活動の取組

□**道徳授業の公開**（参観日）
　～ 人とのかかわりについて親子が共に考える機会

□生徒指導だより**「心のソナー」発行**（通年）
　～保護者向け啓発資料

など

基本理念

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

基本姿勢

□全教職員で、いじめの早期発見に努めます。
□全教職員で、いじめを軽視することなく積極的に認知します。
□全教職員で、いじめに向かわない児童の態度・能力を育成します。
□全教職員が起きたいじめについて共通理解を深めます。
□いじめが生まれる背景を踏まえ、指導の在り方に細心の注意を払います。
□自己有用感や自己肯定感を育む指導を充実します。
□学校、家庭、地域等が一体となって、いじめの解決と防止に取り組みます。

教職員の資質向上

□いじめについて教職員全員による共通理解
□いじめ未然防止に向けた授業の実施
□道徳教育の充実等、いじめに向かわない取組
□人権教育の充実等、互いを尊重し合う取組
□他人の気持ちを共感・理解する取組
□一人一人を大切にした分かりやすい授業
□子どもの心を傷つけない信頼関係づくり
□集団の中で自己有用感を高める取組
□困難を乗り越え、達成感を味わう体験の工夫
□発達段階を見通した小中連携の指導体制　　など

いじめ発生時の対応

□正確な事実確認、保護者への説明、市教委への報告、支援の要請
□いじめを受けた児童へのカウンセリング、心のケア及び保護者への支援
□いじめを行った児童への継続的・丁寧な指導及び保護者への助言
□再発防止に向けた会議、状況に応じた関係機関への協力要請及び警察との連携

生徒指導体制の確立

□ストレスチェック（年６回）、いじめアンケート（年３回）・ほっと（年２回）や児童との教育相談、信頼関係の構築、いじめの早期発見
□養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等、相談窓口の整備
□いじめと疑われる行為への毅然とした指導
□警察に相談・通報、関係機関との連携（児童の命や安全を守ることを最優先に対応する）
□いじめを受けた児童の安全確保、事実確認、保護者への説明及び連携
□いじめを行った児童の事実確認、適切な指導、保護者への説明及び連携

いじめ防止対策組織

【構　成】
学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置し、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、養護教諭がいじめ事案（疑いを含む）に対処します。また、教頭と生徒指導部長が「報告窓口」 を担い、生徒指導部長は“いじめ対策推進リーダー”として、いじめ解消に至るまでの対処プランの策定・実行、児童や保護者からの「相談窓口」を担います。

【役　割】
□いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
□いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口
□いじめの早期発見・事案対処のための情報収集・記録・共有
□いじめに係る事実関係の把握と判断
□いじめが解消に至るまでの対処プランの策定・実行
□いじめに関係する児童の保護者に対する組織的な指導
□高台小学校いじめ防止基本方針に基づく校内研修の実施　など

保護者・地域との連携

□参観日懇談会、保護者面談、ＰＴＡ役員会、市民委員会、学校運営協議会等との情報共有及び連携を図ります。
□スマホやインターネットを通じて行われるいじめに対処するため、保護者との情報共有及び連携を図ります。

主な相談窓口

□旭川市子どもSOS電話相談　　□上川教育局相談電話
□少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）
□子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）　　□北海道いのちの電話
□旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）□法テラス旭川
□子ども相談支援センター、おなやみポスト（北海道教育委員会）

	４月	５月	６月（強調月間）
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ※通年、定例で開催 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容 ・学校ホームページでの公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認、共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※随時開催　いじめに関わる相談や報告があった場合は、「いじめ対策チーム」を中心に開催し、認知の判断や対処プランを検討する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○中学校との連携推進（年間） ・情報交流など	○学校いじめ対策組織会議 ・各種アンケート、教育相談の結果を交流、対処の検討。全教職員で情報共有。 ○校内研修 ・重大事態対応マニュアルについて ○児童との教育相談
児童	○基本方針（児童版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども権利支援センターなど	○ストレスチェック①② ○いじめアンケート調査① ○ほっとアンケート調査① ○メディアを考える週間①	○児童が主体となった未然防止の取組 ・たかだい宣言、ストップいじめ宣言 ○情報モラルに関する学習①全学年
家庭・地域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関する協力要請 ○「心のソナー」発行（年間）	○スクールカウンセラーによる教育相談 ※通年で実施	

	７月	８月	９月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・児童の日常の様子を交流。いじめ案件の経過報告と情報共有、対処の検討 ○学校評価① ・いじめ防止に係る取組など	○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・基本方針の改定。 ・児童の日常の様子を交流。いじめ案件の経過報告と情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 ・スクールカウンセラーによるカウンセリング研修
児童	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども権利支援センターなど ○メディアを考える週間②	○生活・学習Ａｃｔサミットを受けた取組（小中連携）	○人権教育プログラム(3年) ○メディアを考える週間③
家庭・地域	○保護者個人面談 ・いじめ等の相談、情報交流 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○保護者懇談会 ・アウトメディアの要請 ・いじめ防止等の取組状況

	１０月（強調月間）	１１月	１２月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・児童の日常の様子を交流。いじめ案件の経過報告と情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」「SNS利用に係わる学習」の実施に向けて ・基本方針の内容の共通理解 ○児童との教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・各種アンケート、教育相談の結果を交流、対処の検討。全教職員で情報共有。	○学校いじめ対策組織会議 ・児童の日常の様子を交流。いじめ案件の経過報告と情報共有、対処の検討
児童	○ストレスチェック③④ ○いじめアンケート調査② ○情報モラルに関する学習②全学年 ○「生命（いのち）の安全教育」1・3・5年 ○警察によるスマホ安全教室　５・６年	○ほっとアンケート調査② ○児童が主体の活動 ・学級の取組紹介 ○メディアを考える週間④	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども権利支援センターなど ○参観日での道徳授業の公開(予定)
家庭・地域			○保護者懇談会 ・いじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	１月	２月	３月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・基本方針の点検・見直しに向けて ○学校評価② ・いじめ防止に係る取組など ○児童との教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・各種アンケート、教育相談の結果を交流、対処の検討。全教職員で情報共有。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・１年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・次年度への引継ぎ ・基本方針の改定 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○進級、中学校への引き継ぎ
児童	○ストレスチェック⑤⑥ ○いじめアンケート調査③ ○旭川市いじめ防止条例に関する学習（５・６年）	○心の学習（５・６年） ・スクールカウンセラーによる授業	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども権利支援センターなど
家庭・地域		○保護者懇談会 ・いじめ防止等の取組状況 ・春季休業中の生活 ○学校運営協議会による協議 ・学校の取組等の評価	